

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律概要

1. 目的（第1条）

この法律は、持続可能な社会を構築するため、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定め、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

2. 定義（第2条）

この法律において、環境保全の意欲の増進とは、環境保全に関する情報提供並びに環境保全に関する体験機会の提供及びその便宜の供与をいう。

この法律において、環境教育とは、環境保全についての理解を深めるために行われる環境保全に関する教育及び学習をいう。

3. 基本理念（第3条）

環境保全の意欲の増進、環境教育等について、自発的意思の尊重、多様な主体の参加と協力、透明性及び継続性の確保、森林、田園、公園、河川、湖沼、海岸、海洋等における自然環境を育成すること等の重要性に係る理解の深化、国土保全等の公益との調整、地域の農林水産業等との調和、地域住民の福祉の維持向上、地域における環境保全に関する文化及び歴史の継承への配慮等の理念を定める。

4. 各主体の責務（第4条～第6条）

事業者、国民及び民間団体は、環境保全活動及び環境教育を自ら進んで行うよう努めるとともに、他の者の行う環境保全活動及び環境教育に協力するよう努めるものとする。

国及び地方公共団体は、事業者、国民及び民間団体との連携に留意し、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的、総合的な施策を策定、実施するよう努めるものとする。

5. 基本方針等（第7条、第8条）

国は、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針を定めるものとする。

地方公共団体は、自然的社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を作成し、公表するよう努めるものとする。

6. 学校教育等における環境教育に係る支援等（第9条）

国、都道府県及び市町村は、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講じるものとし、学校教育における体験学習等の充実、教員の資質向上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

7. 職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育（第10条）

民間団体、事業者、国及び地方公共団体は、その雇用する者の環境保全に関する知識及び技能を向上させるよう努めるものとする。

8. 人材認定等事業の登録等（第11条～第18条）

環境保全に関する知識及び環境保全に関する指導を行う能力を有する者を育成又は認定する事業を行う国民、民間団体等は、その事業について、主務大臣の登録を受けることができるることとし、これに必要な手続等を定める。

主務大臣は、環境保全に関する人材の育成又は認定のための取組及び人材の育成のための手引その他の資料等に関する情報の収集、整理、分析及び結果の提供を行うものとする。

9. 環境保全の意欲の増進の拠点としての機能を担う体制の整備（第19条）

国、都道府県及び市町村は、国民、民間団体等が行う環境保全の意欲の増進と相まって、環境保全に関する情報の提供、助言及び相談並びに便宜の供与等の拠点としての機能を担う体制を整備するよう努めるものとする。

10. 国民、民間団体等による土地等の提供に関する措置（第20条）

国は、国民、民間団体等がその有する土地又は建物を自然体験活動その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場として自発的に提供することを促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

11. 協働取組の在り方等の周知（第21条）

国は、協働取組（二以上の国民、民間団体等がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全の意欲の増進その他の環境の保全に関する取組をいう。）の有効かつ適切な実施の方法等の周知のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

12. 財政上の措置等（第22条）

国及び地方公共団体は、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

13. 情報の積極的公表等（第23条）

国、地方公共団体、民間団体及び事業者は、環境保全の意欲の増進の内容に関する情報その他の環境の保全に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

14. 配慮等（第24条）

国及び地方公共団体は、環境保全の意欲の増進又は環境教育を行う国民、民間団体等の自立性を阻害することがないよう配慮するとともに、当該措置の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

15. 附則

この法律は、平成15年10月1日から施行する。ただし、人材認定等事業の登録等に係る規定は、平成16年10月1日から施行する。

政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。